

令和4年4月27日
島根県防災部防災危機管理課
防災第二グループ 松村
TEL 0852-22-5885
FAX 0852-22-5930

島根県防災対策本部会議の開催結果について

1. 開催日時

令和4年4月27日(水) 16時00分～16時20分

2. 会議概要

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、病院局長、企業局長、
教育長、県警本部長及び松江地方気象台観測予報管理官 外 計24名

3. 内容

(1) 大型連休中の気象状況について

【松江地方気象台】 大型連休中の気象状況について・・・資料1参照

(2) 大型連休中の防災危機管理対応について

【健康福祉部】 大型連休における健康福祉部の対応について・・・資料2参照

- ・健康相談体制等として、「しまね健康相談コールセンター」を大型連休期間中も通常どおり開設し、問い合わせや受診ができる医療機関の案内を行う。
- ・感染に不安を感じる無症状の方向けの無料検査の実施期間を5月31日まで延長
- ・診療体制として、各医療圏にある救急外来や、休日診療所、休日診療当番医制度による対応に加えて、圏域によっては、かかりつけ医の電話相談による対応を実施
- ・検査体制について、保健環境科学研究所・浜田保健所でPCR等検査体制を継続して確保するほか、地域外来・検査センターなどの医療機関での検査や、受診先医療機関での簡易検査キットによる検査で対応
- ・医療提供体制は、即時に入院対応ができる病床として325床を確保、宿泊療養施設を3施設確保、自宅療養については訪問看護ステーション等による健康観察や医療機関によるオンライン診療等の体制を確保、容体急変時には消防本部等の協力を得て救急搬送を整備
- ・自宅療養者への支援として食料や生活用品を届ける体制を整備

【商工労働部】 ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策・・・資料3参照

- ・観光客からの問い合わせに対して、各市町村の観光協会に対応
- ・観光地の混雑対策について、出雲大社、松江城周辺とも、昨年のコロナ禍での渋滞状況を踏まえて対応
- ・出雲大社周辺では、4月30日、5月1日、5月3日から5日まで警備員を配置し、5月3日から5日まで臨時駐車場を約260台確保
- ・松江城周辺では、4月29日から5月8日まで臨時駐車場に警備員を配置し、土日祝日に利用できる無料のおもてなし駐車場に加え、無料臨時駐車場を約70台確保
- ・渋滞状況、駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで情報を提供

【土木部】大型連休中における公共土木施設等の安全管理の強化について・・・資料4参照

【防災部】連休中の危機管理体制について

- ・連休期間中についても、自然災害や危機管理事案が発生した場合には、防災部職員が直ちに登庁し、対応する体制を確保
- ・県庁内の各部局事務局、地方機関においては、「しまね防災メール」による気象情報等に注意していただくとともに、改めて職員の緊急連絡体制の確保確認を依頼
- ・危機管理事案等が発生した場合は、速やかに県庁危機管理当直まで連絡するよう依頼

(3) 知事指示事項について

(県職員向け)

各部局、地方機関においては、地震などの自然災害、また、危機管理事案の発生に備え、初動に遅れが生じないように、今一度、県の災害体制、自衛隊や海上保安庁、気象台等の外部機関との連携と、職員の緊急連絡体制の確認すること。

新型コロナウイルス感染症の対応についても、この連休中も、県民の皆様からの相談を受ける体制を確保し、的確に対応すること。

(新型コロナウイルス感染症に関する対応)

4月21日に新規感染者数が219名に達し、過去最大を記録しています。

現時点で、医療提供体制、入院の状況はひっ迫している状況にありませんが、3月下旬からの感染拡大は、これまでで最も規模の大きいものとなっています。

県では、資料5の「島根県の対応」のとおり無料検査の期間を5月31日まで延長することとしました。

県民の皆様には、先週（4月20日）に発表した、大型連休中のお願いと、「島根県の対応」に基づき、改めて、次の点についてお願いさせていただきます。

- ①都道府県をまたぐ不要不急の移動は、帰省も含めて、極力控えてください。
県外からの帰省についても、極力控えていただくよう、ご家族やご親戚の方にお伝えください。
- ②ただし、引き続き、やむを得ない仕事などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありませんが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ③やむを得ない理由で帰省された方が、実家等で生活を共にされる場合には、家庭でできる感染予防対策を徹底してください。
- ④全国的に人の移動が活発な時期となりますので、県外からやむを得ず帰省された方はもちろん、県外との往来をしない方も、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など、基本的な感染対策を徹底していただくようお願いいたします。
- ⑤飲食店等の利用については、引き続き、地域ごとの人数制限や2時間以内という時間制限を守っていただきますとともに、帰省された方を含め、県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えていただくようお願いいたします。
- ⑥先ほど申し上げましたとおり、無料検査の期間を5月31日まで延長しましたので、要件として感染に不安を感じる無症状の方につきましては、この検査を受けていただくことが可能ですので、ご活用いただければと思います。
- ⑦県としましては、全国と県内の感染状況を注視し、関係機関等と十分に連携しながら、感染拡大防止や医療提供体制の確保、地域経済の回復に、全力で取り組んでいく

考えでありますので、県民の皆様のご理解とご協力を、重ねてお願いします。

(市町村向け)

市町村の関係職員の皆様におかれましても、災害や危機管理事案、そして、新型コロナウイルス感染症への対応に備え、県や関係機関との連絡体制の確認を、今一度お願いします。

島根県防災対策本部会議

日時：令和4年4月27日（水）16時00分～

場所：島根県庁6階 講堂

議 題

1. 大型連休中の気象状況について
2. 大型連休中の防災危機管理対応について
3. 知事指示事項について

（配付資料）

（資料1）大型連休中の気象状況

（資料2）新型コロナウイルス感染症への対応

（資料3）ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策

（資料4）大型連休期間中における公共土木施設等の安全管理の強化

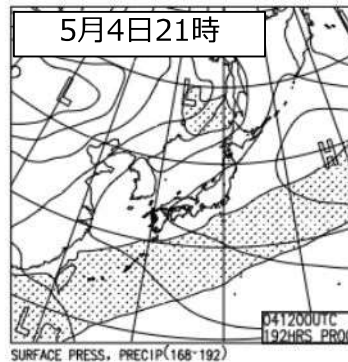
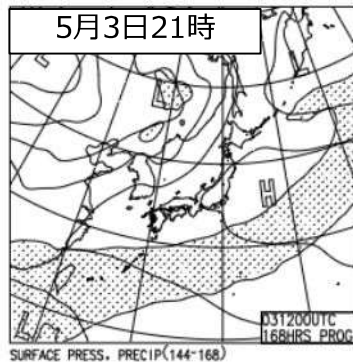
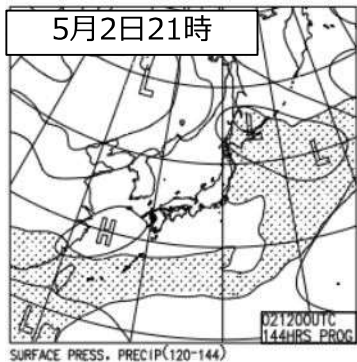
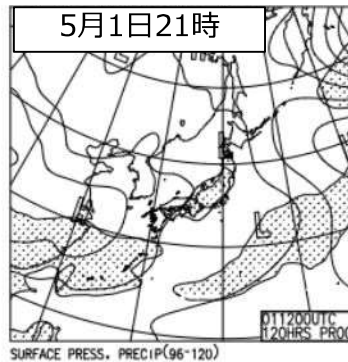
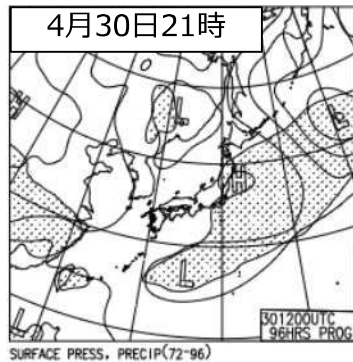
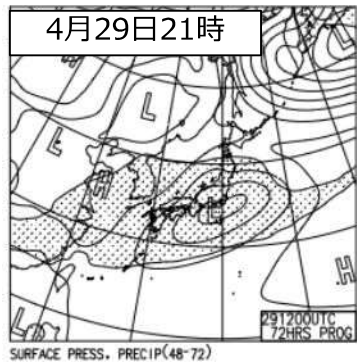
（資料5）島根県の対応

大型連休中の気象状況について

令和4年4月27日
松江地方気象台

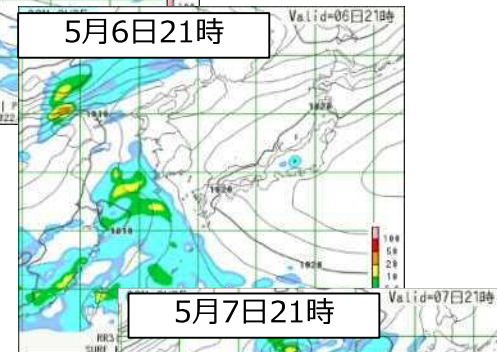
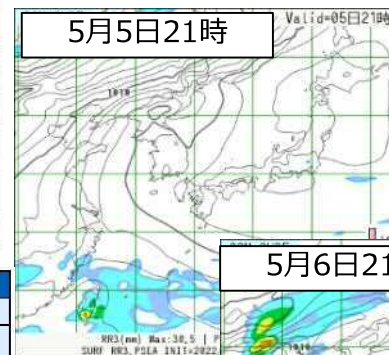
大型連休中の気象状況について

資料 1



向こう一週間は、29日は低気圧の影響で雨が降る見込みです。大雨警報の可能性は低い見込みですが、大雨注意報を発表する可能性があります。5月7日も雨となる可能性があります。低気圧の予想の不確実性もあり、大雨については言及できません。

最高気温は、期間のはじめと終わりは平年並か平年より高く、中頃は平年並か平年より低い見込みです。最低気温は、平年並か平年より低いでしょう。



島根県の天気予報 (7日先まで)

2022年04月27日11時 松江地方気象台 発表

日付	今日 27日(水)	明日 28日(木)	明後日 29日(金)	30日(土)	01日(日)	02日(月)	03日(火)	04日(水)	
島根県	晴 ☀️	晴 ☀️	曇時々雨 ☁️🌧️	晴後曇 ☀️☁️	曇後晴 ☁️☀️	晴時々曇 ☀️☁️	晴時々曇 ☀️☁️	曇時々晴 ☁️☀️	
降水確率(%)	-/-/0/0	0/0/0/0	70	10	20	10	10	20	
信頼度	-	-	-	A	B	A	A	A	
松江 気温 (℃)	最高	21	19	15 (14~17)	17 (15~20)	19 (17~21)	21 (18~22)	23 (18~25)	24 (22~27)
	最低	-	11	10 (9~13)	10 (9~12)	10 (8~12)	8 (7~11)	9 (7~11)	11 (8~13)
向こう一週間 (明日から7日先まで) の平年値									
松江	降水量の7日間合計 平年並 11 - 34mm			最低気温 11.3℃		最高気温 21.6℃			

信頼度

3日目以降の降水の有無について、予報が適中しやすいかを示す情報

A: 降水の有無の予報が翌日に変わる可能性がほとんどない

B: 降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が低い

C: 降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が信頼度Bよりも高い

熱中症警戒アラートについて

(令和4年度は4月27日(水)から、10月26日(水)までの間、全国で運用)

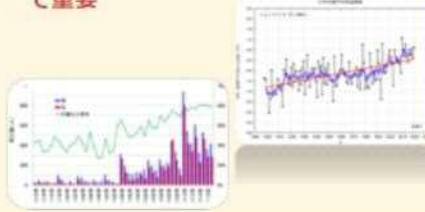


熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による死者数・救急搬送人員は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との関が高い暑さ指数(WBGT)を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱が十分に影響の大きい

気温 湿度 放射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照

3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が33以上になると予測した場合に発表

暑さ指数(WBGT)	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防の目安
33℃以上	すべての生活活動で注意が必要	外出時は必ず帽子をかぶり、涼しい服装に換える。	運動は原則中止。外出の場合は涼しい服装を身に付け、水分をこまめに補給する。特に、汗に気づかずに脱水状態になる可能性がある。
29~32℃	すべての生活活動で注意が必要	外出時は必ず帽子をかぶり、涼しい服装に換える。	運動は原則中止。外出の場合は涼しい服装を身に付け、水分をこまめに補給する。特に、汗に気づかずに脱水状態になる可能性がある。
25~28℃	中程度以上の生活活動で注意が必要	外出時は必ず帽子をかぶり、涼しい服装に換える。	運動は原則中止。外出の場合は涼しい服装を身に付け、水分をこまめに補給する。特に、汗に気づかずに脱水状態になる可能性がある。
21~24℃	暑い生活環境で注意が必要	外出時は必ず帽子をかぶり、涼しい服装に換える。	運動は原則中止。外出の場合は涼しい服装を身に付け、水分をこまめに補給する。特に、汗に気づかずに脱水状態になる可能性がある。

注1) 日本生気象学会指針より引用
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

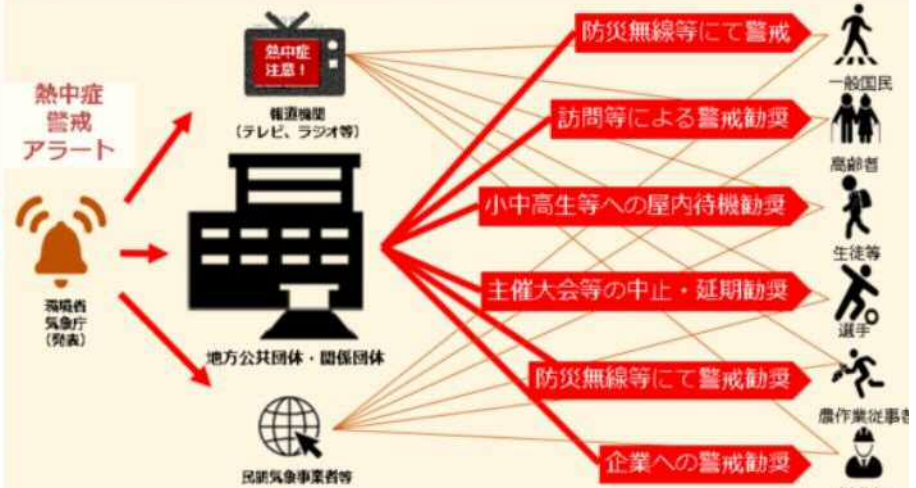
<地域単位>

- 気象庁の府県予報区等単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数(WBGT)も情報提供

<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

5. 情報の伝達方法(イメージ)



6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。
- (例)
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
 - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
 - 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
 - エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
 - のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

7. 令和3年度の実績

全国における 発表地域: 53地域/58地域
発表日数: 75日/183日
延べ発表回数: 613回
※4/28~10/27時点

参考資料

定期的に発表

 今後の雨

降水短時間予報

天気分布予報・時系列予報

 雨雲の動き
高解像度ナウキャスト

週間天気予報

ナウキャスト
(雷・竜巻発生確度)

天気予報

危険度の高まり

1週間前

5日前

3日前

3時間前

1時間前



災害につながるような気象現象の発生が予想される場合に**随時**発表

注意報

気象警報

特別警報

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

早期注意情報 (警報級の可能性)

記録的短時間大雨情報

(**に関する) 島根県気象情報

台風に関する気象情報 (台風予報)

キキクル

竜巻注意情報

大型連休における健康福祉部の対応について

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 健康相談体制等

- ・発熱等症状のある方は、かかりつけ医がいる場合、かかりつけ医に連絡
- ・かかりつけ医がいない場合や受診に迷う場合などは、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡し、検査・診療が可能な医療機関の案内を受ける
- ・感染リスクが高いと思われる方については、コールセンターから管轄の保健所に繋ぎ、保健所から改めて本人に連絡

【しまね健康相談コールセンター】

開設時間：8:30～21:00 ※症状悪化など緊急の場合はこれ以外の時間も受付

- ・感染に不安を感じる無症状の方向けの無料検査の実施期間を5月31日まで延長

(2) 診療体制（診療・検査医療機関）

- ・救急外来、休日診療所・休日診療当番、地域外来・検査センターで対応
- ・圏域によっては、かかりつけ医による電話相談対応を実施

(3) 検査体制

① 県保健環境科学研究所

- ・通常と同様に検査できる体制で対応（PCR検査）

② 浜田保健所

- ・通常と同様に検査できる体制で対応（PCR検査・抗原定量検査）

③ 地域外来・検査センター

- ・松江地域検査センター（松江市医師会）は通常どおり開設
- ・出雲圏域検査センター（島根県環境保健公社）を通常どおり開設

(4) 医療提供体制

① 病床の確保状況

- ・即応病床：325床

② 宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市 80室）
- ・島根県立青少年の家「サンレイク」（出雲市 33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市 20室）

③ 自宅療養

患者の増加に備え、自宅で安心して療養できる体制を確保

- ・訪問看護ステーション等による健康観察・相談対応
- ・医療機関によるオンライン診療・往診
- ・容体急変時の救急搬送
- ・生活支援物資の配送

ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策

令和4年4月27日
商工労働部観光振興課

1. 連休中の観光案内

< 市町村の体制 >

○観光協会案内窓口で対応（15）

浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

○観光案内所で対応（2）

松江市、出雲市

○未実施（2）

川本町、美郷町

2. 主要観光地の混雑対策

○出雲大社周辺（4月30日、5月1、3～5日）

- 出雲大社勢溜等の主要交差点及び出雲大社周辺駐車場に警備員を配置

4月30日、5月1、3～5日

- 出雲大社周辺に臨時駐車場（約260台分）を確保し、

全体で2,000台分を確保

5月3～5日

- 渋滞状況、駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介（1時間おきに更新）

https://www.taisha-jutai.com/index_t.php

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部対策について未実施の可能性あり

○松江城周辺（4月29日～5月8日）

- 土日祝日の「おもてなし駐車場」（県庁駐車場約410台）に加え、臨時駐車場（約70台分）を確保

- 松江城周辺と臨時駐車場に警備員を配置

- 駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介

<https://www.kankou-matsue.jp/information/parking>

<参考> 出雲大社周辺の人出 [出雲市公表値]

令和2年： 5万8千人（4月25日～5月6日の12日間）

令和3年： 19万6千人（4月29日～5月5日の7日間）

令和4年4月27日

土木部

大型連休期間中における公共土木施設等の安全管理の強化について

1. 工事現場の安全管理強化

- 県発注の工事現場において、保安施設設置の徹底・確認等、安全管理の強化について受注者に指示、徹底
- 特に、道路については、夜間事故防止のため、連休前に赤色灯・保安灯の点検に重点を置いた夜間パトロールを実施

2. 県管理施設の（指定管理含む）の安全管理強化

- 道路については、路面や斜面等について、パトロールを強化し、危険箇所については、必要な措置を連休までに実施（穴ぼこの補修等）
- 公園施設については、遊具や各種施設についての施設点検等を実施

3. 緊急連絡体制の確認

- 公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認、徹底

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年4月27日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えない。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を5月31日までとする。(特措法第24条第9項に基づく要請)

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合には、飲食の際の人数を8人以下とすること。

なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しない。

- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたって

は十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。